

1 共通事項

( 1 ) 本協議会の範囲

吉良町

( 2 ) 助成対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等

( 畦畔、はざ場が含まれない田本地面積であるかどうか。)

7 月 1 日において、かい廃等が行われていないかどうか。

( 3 ) 生産調整実施者の確認方法

地域協議会長から提供された情報及び営農計画書に基づき現地確認を実施する。

確認の時期は 7 月 1 日を基準とする。

なお、出入作者の確認については、J A 西三河管内地域協議会から提供された情報により確認するものとする。

( 4 ) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局消費・安全部地域第 3 課及び J A 西三河管内の地域協議会長から提供された情報により確認するものとする。

( 5 ) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全て満たす場合における取扱い

担い手が使用収益権を有するほ場に自ら対象作物を作付けした場合は、使用収益権者分と担い手分( 転作作物作付助成及び高品質化等助成 ) を重複して交付を受けることができるものとする。

同一ほ場で対象作物が 2 回以上作付けされる場合又は混作が行われる場合は、1 番単価の高いものにつき 1 回限り交付するものとする。

上記すべてにおいて、対象作物の収穫年度に水稻の作付けが行われていないことを条件とする。

( 6 ) その他の共通事項

国が定める助成水田における作付けであること。

申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、当該水田が所在する地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から確認を拒否された場合は当該水田を助成対象から除外するものとする

作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者等であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、助成対象者となり得る。

同様に、集荷円滑化対策の拠出を行っていない農業者等であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、または集荷円滑化対策実施要領第1の2のただし書きの規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合、助成対象者となりうる。

なお、当該年度の産地づくり事業費が県協議会からの当該交付予定額を上回る場合の単価調整方法として、各使途の合計額が県協議会からの交付以内になるよう各使途間で流用を行うことが出来ることとする。

## 2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業 (1) 総括表

(単位：円)

			活 用 額					
			都道府県協議 会からの配分 額	産地づくり事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革 促進事業	担い手集 積加算事 業
					稲作構造改善促 進事業分	担い手集積加 算事業分		
産地づくり交付金			161,113,000	161,113,000				
稲作構 造改革 促進交 付金	前年度 の産地 づくり	稲作構造 改革促進 事業分						
	特別加 算事業 分	担い手集 積事業分						
	基本部分		3,610,000			3,610,000		
	担い手集積加算		516,000			516,000		
計			165,239,000	161,113,000	0	516,000	3,610,000	0

### 記入上の注意

活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

( 2 ) 用途ごとの活用計画

( 単位 : 円 )

用途 の分類 (記号 番号)	助成金の用途の名称	活 用 額					計	支払 時期	備考
		産地づくり事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革 促進事業	担い手集積加 算事業			
			基本部分から の活用額	担い手集積加 算からの活用 額					
3 1 1	転作作物作付助成 (水田使用収益権者への助成)	73,840,000	0	0			73,840,000	3月末	284ha × 26,000 円 /10a
C 1 1	転作作物作付助成 (担い手への助成) 麦・大豆年2作	47,880,000	0	0			47,880,000	3月末	266ha × 18,000 円 /10a
	転作作物作付助成 (担い手への助成) 麦・大豆年1作、飼料作物	2,210,000	0	0			2,210,000	3月末	170ha × 13,000 円 /10a
C 9 1	高品質化等助成 (担い手への助成) 高品質小麦出荷助成	23,593,000	0	516,000			24,109,000	3月末	241.1ha × 10,000 円 /10a
C 9 1	高品質化等助成 (担い手への助成) 大豆品質向上対策奨励金	13,300,000	0	0			13,300,000	3月末	266ha × 5,000 円 /10a
7 D3	協議会運営費	290,000	0	0			290,000	随時	謝金 : 121,000 円 旅費 : 16,560 円 事務等経費 152,440 円
	米価下落等の補てん (基本部分)				3,610,000		3,610,000	3月末	90.3ha × 4,000 円 /10a
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分				0	0		
	計	161,113,000	0	516,000	3,610,000	0	165,239,000		
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	(前年度分)				0	0		

記入上の注意

- 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 前年度までの担い手集積加算の未払い分がある場合には、その欄に記入すること。
- 3 活用額の欄は各助成金の用途ごとの見込額を記入し、備考欄にその積算内訳を記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（水田の使用収益権者への助成）
使途の分類 （記号番号）	3 1 1
具体的内容 [支出の項目]	地域協議会に提出された水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）等営農計画書（以下「営農計画書」という。）に記載された助成対象水田が地域水田農業ビジョンに定める担い手により小麦、大豆、飼料作物を作付けした場合、水田の使用収益権者に対し助成を行う。
効 果	担い手への農地利用集積が進み、水稲と転作作物の作付けを計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。 小麦、大豆、飼料作物のみについて重点的に助成することにより、水田を活用した作物の産地づくりの推進に資する。
助成要件 [支出の対象]	助成水田 実施要領第5の2に規定されている助成水田で、地域協議会に提出された営農計画書に記載された助成水田 助成対象者 ・地域協議会長から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化に拠出を行っており、地域水田農業ビジョンに定める担い手に全作業を委託している者 ・共通事項の（5）及び（6）のとおり 対象作物 小麦、大豆、飼料作物 その他の要件 ・収穫を目的とした通常の栽培及び肥培管理が行われていること 出入作水田 本協議会の区域外農業者が土地使用収益権を有する地域内の水田（以下「入作水田」という。）は助成対象としない。また、本協議会の区域内農業者が土地使用収益権を有する地区外の水田（以下「出作水田」という。）は助成対象とする。
確認方法	営農計画書に基づき現地見回りを行い、通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること、水稲の作付けが行われていないことの確認を行う。 現地見回り・・・確認日：「麦」5月末日ごろ、「大豆」10月末日ごろ、「飼料作物」種類により随時、「水稲の作付けが行われていないこと」7月末日ごろ（必要に応じ水稲共済データを活用する） 作付面積 公的資料との照合、実測

	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出作水田の確認は(6)その他共通事項のとおり</li> <li>・ 全作業委託の場合、受委託契約書の写し</li> <li>・ 作業者が担い手であることは地域水田農業ビジョンにより確認</li> </ul>
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>小麦、大豆、飼料作物(面積助成) 26,000円/10a</p> <p>ただし、助成に係る費用の合計が県協議会からの当該年度の交付予定額を上回ることが判明した場合、下記の単価調整方法により助成単価を調整するものとする。また、協議会運営費について当初計画より増加した場合、本助成金からの流用について協議会より決定する。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>[単価調整方法]</p> <p>本用途について、計画をまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途(ただし、「高品質化等助成(高品質小麦出荷助成)」のうち、担い手集積加算からの活用額分を除く)から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができるものとする。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、高品質化等助成(高品質小麦出荷助成)から優先的に流用を受けるものとする。</p>

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（担い手への助成）
使途の分類 （記号番号）	C 1 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	助成対象水田に地域水田農業ビジョンに定める担い手が使用収益権者からの全作業受託または担い手が自ら使用収益権を有する水田に麦、大豆、飼料作物を作付けした場合、作業者（担い手）に対し助成を行う。
効 果	<p>担い手への農地利用集積が進み、水稻と転作作物の作付けを計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>麦、大豆、飼料作物のみについて重点的に助成することにより、地域水田農業ビジョンに掲げる目標の達成及び水田を活用した作物の産地づくりの推進に資する。</p>
助成要件 [ 支出の対象 ]	<p>助成水田</p> <p>実施要領第5の2に規定されている助成水田で、地域協議会に提出された営農計画書に記載された助成水田</p> <p>助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域水田農業ビジョンに定める担い手であって地域協議会長から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化に拠出を行っている者</li> <li>・ 共通事項（6）のとおり</li> </ul> <p>対象作物</p> <p>麦、大豆、飼料作物。</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麦、大豆を作付けした場合、地域水田農業ビジョンに定める以下の作業を実施した場合に交付する。収穫後速やかに、「作業日誌」、「資材購入伝票」を協議会まで提出する。なお、飼料作物を作付けした場合、作業要件は設定しないが「作業日誌」の提出を必要とする。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1．排水対策（麦、大豆）…明渠（営農排水）</li> <li>2．土壌改良材の投入（麦、大豆）…地域の実情に応じた資材、投入量を受託部会を通じ別途指示する。</li> <li>3．赤カビ病防除（麦）…出穂期～出穂10日後までに1回以上散布する（被害増大が予想される場合は、協議会の指示により回数を増やす場合がある）</li> <li>4．紫斑病防除（大豆）…種子消毒</li> </ol> <p>出入作水田</p> <p>JA西三河管内への出作水田は、出作水田の属する協議会が定める担い手により麦、大豆、飼料作物を作付した場合、その担い手に対し、本協議会の地域水田農業ビジョンで定める作業者（担い手）交付単価を支払うものとする。また、入作水田が、本協議会の定める担い手により麦、</p>

	<p>大豆、飼料作物を作付けした場合、その担い手に対し、本協議会の地域水田農業ビジョンで定める作業者（担い手）交付単価を支払うものとする。ただし、他の協議会より作業者（担い手）交付単価相当を助成されるときは助成の対象としない。</p>				
<p>確認方法</p>	<p>営農計画書に基づき通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること、水稲の作付けが行われていないことの確認      現地見回り・・・確認日：「麦」5月30日ごろ、「大豆」11月1日ごろ、「飼料作物」種類により随時、「水稲の作付けが行われていないこと」7月末日ごろ（必要に応じ水稲共済データを活用する）。</p> <p>作付面積      公的資料との照合、実測      その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出作水田の確認は（6）その他共通事項のとおり</li> <li>・ 全作業委託の場合、受委託契約書の写し</li> <li>・ 作業者が担い手であることは地域水田農業ビジョンにより確認</li> <li>・ 麦、大豆については、作業要件を作業日誌、伝票で確認</li> </ul>				
<p>助成水準      [積算根拠]      （助成額の算定方法）</p>	<p>助成単価</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">麦、大豆年2作（面積助成）</td> <td style="text-align: right;">18,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>麦、大豆年1作または飼料作物（面積助成）</td> <td style="text-align: right;">13,000 円/10a</td> </tr> </table> <p>ただし、助成に係る費用の合計が県協議会からの当該年度の交付予定額が上回ることが判明した場合、下記の単価調整方法により調整を行うものとする。また、協議会運営費について当初計画より増加した場合、本助成金からの流用について協議会より決定する。</p>	麦、大豆年2作（面積助成）	18,000 円/10a	麦、大豆年1作または飼料作物（面積助成）	13,000 円/10a
麦、大豆年2作（面積助成）	18,000 円/10a				
麦、大豆年1作または飼料作物（面積助成）	13,000 円/10a				
<p>単価調整の方法</p>	<p>[単価調整方法]</p> <p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができるものとする。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合には、高品質化等助成（高品質小麦出荷助成）から優先的に流用を受けるものとする。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができるものとする。</p>				

助成金の使途の名称	高品質化等助成（高品質小麦出荷助成） 【産地づくり特別加算事業担い手集積加算事業分】
使途の分類 （記号番号）	C91
具体的内容 [支出の項目]	助成対象水田に地域水田農業ビジョンに掲げる担い手が、高品質な小麦を生産した場合に助成を行う。
効 果	高品質な農産物に対して助成を行うことにより、担い手の転作作物に対する水田の管理の高度化により、栽培技術の向上が図られ高品質麦の生産意欲が高まる。
助成要件 [支出の対象]	<p>助成水田 実施要領第5の2に規定されている助成水田で地域協議会に提出された営農計画書に記載された助成水田</p> <p>助成対象者 地域水田農業ビジョンに定める担い手であって地域協議会長から生産調整実施者の確認を受けたものであり、かつ、集荷円滑化に拠出を行っている者</p> <p>対象作物 小麦</p> <p>その他の要件 ・助成対象者が、出荷したものを対象とし、農産物検査法第6条に規定する麦の品質等検査を受検した麦で、農産物規格規定（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）の普通小麦1等の品に適合するもの。</p> <p>出入作水田 JA西三河管内への出作水田は、作業を行った担い手が属する協議会の地域水田農業ビジョンで定める作業者に対して支払うものとする。</p>
確認方法	<p>営農計画書に基づき通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること、水稻の作付けが行われていないことの確認 現地見回り・・・確認日：「麦」5月30日ごろ、「水稻の作付けが行われていないこと」7月末日ごろ（必要に応じ水稻共済データを活用する）。</p> <p>作付面積 公的資料との照合、実測</p> <p>その他 ・作業者が担い手であることは地域水田農業ビジョンにより確認 ・1等小麦のクリア率については、関係機関からの検査結果情報（麦7月末日）を基に確認する。</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出作の確認は(6)その他の共通事項のとおり</li> </ul>
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>高品質小麦出荷助成 10,000 円/10a</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付額 = 助成対象面積 × 品質等要件クリア率 × 単価</li> </ul> <p>式中「品質要件クリア率」とは、次の算式により求められる率のことをいい、小数点代5位までとし以下切捨てとする。</p> <p>品質クリア率 = 小麦1等数量 / 全出荷数量</p> <p>ただし、助成に係る費用の合計が県協議会からの当該年度の交付予定額を上回ることが判明した場合、下記の単価調整方法により調整を行うものとする。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>[単価調整方法]</p> <p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができるものとする。</p> <p>また、活用額に余剰が生じた場合、他の用途、(ただし、担い手集積加算事業からの活用額分)は、「転作作物作付助成(水田使用収益者への助成)を除く」に流用することができるものとする。</p> <p>なお、他の用途(協議会運営費を除く)において不足が生じた場合は優先的に流用し、本用途の不足分は次式により単価調整を行うものとする。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 - 流用した額) / 助成必要額</p>

助成金の使途の名称	高品質化等助成（大豆品質向上対策奨励金）
使途の分類 （記号番号）	C91
具体的内容 [ 支出の項目 ]	助成対象水田に地域水田農業ビジョンに掲げる担い手が、高品質な大豆を生産することを目的とし資材等を投入した場合に助成を行う。
効 果	水田の管理の高度化と大豆生産にあっては、土壌改良材の投入により大豆の栽培環境の向上と栽培技術の向上が図られ、高品質大豆の生産意欲が高まる。
助成要件 [ 支出の対象 ]	<p>助成水田 実施要領第5の2に規定されている助成水田で地域協議会に提出された営農計画書に記載された助成水田</p> <p>助成対象者 地域水田農業ビジョンに定める担い手であって地域協議会長から生産調整実施者の確認を受けたものであり、かつ、集荷円滑化に拠出を行っている者</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手が麦・大豆年2作地で大豆作付前に地域協議会が指定した土壌改良材である苦土石灰を投入した区域内の水田を対象とする。</li> <li>・10aあたり100kgを目安に投入するものとする。</li> </ul>
確認方法	<p>営農計画書に基づき通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること、水稻の作付けが行われていないことの確認</p> <p>現地見回り・・・確認日：11月1日ごろ、</p> <p>作付面積</p> <p>公的資料との照合、実測</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全作業委託の場合、受委託契約書の写し</li> <li>・作業者が担い手であることは地域水田農業ビジョンにより確認</li> <li>・大豆品質向上対策奨励金の土壌改良材投入の有無は資材購入伝票、作業日誌等証拠書類で確認する。</li> </ul>
助成水準 （助成額の算定方法）	<p>大豆品質向上対策奨励金 5,000円/10a</p> <p>ただし、助成に係る費用の合計が県協議会からの当該年度の交付予定額を上回ることが判明した場合、下記の単価調整方法により調整を行うものとする。また、協議会運営費について当初計画より実績が増加した場合、本助成金からの流用について協議会により決定する。</p>

単価調整の方法	<p>[単価調整方法]</p> <p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回る ことが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができ るものとする。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合には、高品質化等助成（高品 質小麦出荷助成）から優先的に流用を受けるものとする。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することが できるものとする。</p>
---------	--

助成金の使途の名称	協議会運営費
使途の分類 (記号番号)	7 D 3
具体的内容 [支出の項目]	吉良地域水田農業推進協議会の会議等の費用及びその他事務に係る経費 [項目：謝金、旅費、事務等経費]
効 果	協議会運営費を活用することにより、適正な助成金の交付及びビジョンの振興管理等効率的な協議会運営の執行が図られることで、水田農業構造改革の推進等に資する。
助成要件 [支出の対象]	謝金：地域協議会出席に対する謝金（地域協議会会員のうち市町村及び農業協同組合の役職員並びに農業委員会の委員を除く。） 旅費：助成要件の確認に係る旅費及び全県会議の出席に係る旅費等協議会の活動に係る旅費 事務等経費 通信運搬費：郵送代 消耗品費：地域協議会の活動における消耗品費用 雑役務費：地域協議会の活動に係る振込手数料等雑費
確認方法	謝金：会議開催通知、出席者名簿、振込証 旅費：起案書、復命書、受領書 事務等経費 通信運搬費：領収書 消耗品費：領収書、納品書 雑役務費：振込証等
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	謝金 ・ 5,500 円 (吉良町報償基準) × 11 人 × 2 回 = 121,000 円 旅費 ・ 全県会議 (名古屋市) 2,760 円 (吉良町旅費基準) × 3 人 × 2 回 = 16,560 円 事務等経費 通信運搬費 ・ 切手代概算：100,000 円 消耗品費 ・ コピー用紙代：1,680 円 × 1 箱 = 1,680 円 ・ その他事務用品：43,760 円 雑役務費 ・ 振込手数料：7,000 円
単価調整の方法	本使途について、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、「高品質化等助成 (高品質小麦出荷助成)」(担い手集積加算からの活用額以外)からの流用について受けることができる。

#### 記入上の注意

- 1 「(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」については、各使途ごとに作成すること。
- 2 助成金の使途の名称の欄は、産地づくり事業に産地づくり特別加算事業を上乗せで実施する場合は、地域協議会が実施する使途の名称の後に、【産地づくり特別加算事業分】と記入すること。
- 3 使途の分類の欄には、交付金の使途の範囲、助成種別、助成方法によって分類することとし、記入にあたっては、別表の区分に従い対応する記号番号（1つの助成金の使途の名称に複数の使途の分類記号番号で区別される内容が含まれている場合は、原則として複数の記号番号）を記入すること。
- 4 具体的内容の欄は、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。（協議会自らの活動に要する経費か、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用かを明記すること。さらに、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となる得る者への助成に要する費用の場合には、経費助成なのか、その他奨励的な助成なのかを明確にすること。）  
なお、産地づくり特別加算事業は、助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする使途には活用できない。また、産地づくり特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地づくり事業の担い手への育成に視する使途に限定されていることに留意すること。
- 5 効果の欄は、当該使途の種類に活用した際に得られる効果が、
  - (1) 地域水田農業ビジョンに掲げた目標の達成に寄与しているか
  - (2) 使途の分類の欄に記載する番号の内容に照らして適切かどうか
  - (3) 水田環境等の良好な保全に寄与しているかどうかといった観点から記入すること。  
また、使途の分類の欄に記載する番号が複数ある場合には、それぞれの内容に照らして適切かどうかを明確に記入すること。
- 6 地域協議会が自らの活動に要する費用については、助成要件の欄には対象となる経費の種類（別紙11の内容の欄に掲げる経費に分類したものをいう。）とその具体的な内容を記入すること。
- 7 [ ]は助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営費に係る経常的な経費その他地域協議会が自ら行う活動に要する経費を記入する場合に読み替える項目名である。
- 8 前年度の取組に対して、今年度の地域協議会助成事業を活用して助成する場合は、「(1) 総括表」及び「(ア)産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」にその旨明記すること。

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	米価下落格差助成
助成要件	<p>○ 助成対象者 生産調整実施者かつ集荷円滑化対策の拠出者で、共通事項の(6)その他共通事項に記載されている助成対象者のうち、本年産の米穀の作付けを行っている者。(品目横断的経営安定対策の加入者は除く)</p> <p>○ 助成対象水田 国が定めた助成水田において、助成対象者が作付確定面積の範囲内で主食用等水稻の作付けを行った水田</p>
確認方法	<p>○ 助成対象者 共通事項の(3)及び(4)により確認</p> <p>○ 助成対象水田 共通事項の(2)助成の対象となり得る水田により確認 品目横断的経営安定対策未加入者の確認方法 農業者本人からの聞き取り、受給を希望している認定農業者等を東海農政局から提供された情報により確認。</p>
助成水準	水稻作付け10a当たり4,000円
基準収入及び当年産収入の算出方法	<p>(1) 基準収入の算出方法及び算出額 基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村(以下「市町村」という。)ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。 の各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。 ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収(農林水産省統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の4の(3)のイの(イ)で算出される市町村別の標準単収)とする。 の米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下「センター」という。)が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは期別取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引とする。以下同じ。)又は特定取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。)のうち早場米を対象として行う取引(以下「早期米取引」という。)が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。)について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格(包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合)にあっては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。)を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格(以下「年産平均価格」という。)を各銘柄の落札数量で加重平均した価格(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあっては当該1銘柄についての年産平均価格とする。)とする。 ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセ</p>

	<p>ンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。          なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあつては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>(2) 当年産収入の算出方法          当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の 及び に準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
<p>補てん単価の算出方法  (補てん額の算出方法)</p>	<p>(基準収入 - 当年産収入) × 0.9以下が          助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価          助成水準を下回る場合は、「(基準収入 - 当年産収入) × 0.9以下」          が補てん単価。</p> <p>営農計画書に記載された主食用等水稻作付面積に10a当たりの補てん単価を乗じることにより算出する。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。          調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初の助成水準の設定の際に推定した面積 / 営農計画書による申請面積)</p>

(ウ) 担い手集積加算事業

産地づくり特別加算事業分として「高品質化等助成(高品質小麦出荷助成)」に活用する。

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

該当なし。

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供 (単位: ト)

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
2,351	2,351	
合 計	2,351	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供 (単位: ト)

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
2,351	2,351	